

蒲生北部地区事業所立地促進助成金

交付内容

1 設置【新設・増設・市内移転】

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：なし）

期 間：**3**年間（復興特区加算**+2**年）

【復興特区加算】

- ・復興特区制度の指定事業者は、助成期間が5年に延長されます。
- ・復興特区制度により固定資産税の免除措置を受ける場合は、免除措置終了後の5年間を助成金交付対象期間とすることができます。

[固定資産税10年間免除に相当]

2 雇用加算

基本額：新規雇用又は異動の正社員1人につき**60**万円を加算（限度額：なし）

※新規雇用・異動の正社員が20人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用・異動の正社員とは？

[1]市内に住所を有する [2]1年以上の継続雇用 [3]社会保険の被保険者の3条件に該当する方をいいます。

交付対象

【蒲生北部地区事業所】

蒲生北部地区（蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区）内に立地する事業所で、その用途が事務所、工場、倉庫等。

ただし、次のものを除きます。

- ・[1]店舗等 [2]ホテル又は旅館 [3]遊技場、風俗施設等 [4]公共施設、病院、学校等 [5]卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等 [6]火力発電所
- ・他の本市企業立地促進助成金の交付の対象となるもの

交付要件

投下固定資産相当額 **1億円**以上（市内中小企業の場合は**1,000万円**以上）

※建物賃借や設備リース等にも対応

（月額賃借料に、土地は100、建物は70、生産設備（償却資産）は18を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡、生産設備（償却資産）は物件価格の3%です。）

申請手続き

助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前に事前協議を行い、事業着手の**30**日前までに、交付指定申請書の提出が必要となります。

助成金の最終交付年度後の5年間は、操業継続報告書の提出が必要となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には助成金の返還を求める場合があります。